

多くの会社が平成23年10月までに手続きが必要です！

緊急
開催

平成23年度

税制改正・雇用促進

ミニセミナー

経営者
経営幹部
の皆様

人事・
総務経理
ご担当者

平成23年度の税制改正法案で、新たに創設された「雇用促進税制」。諸条件が整えば、中小企業では雇用2人(かつ10%)以上の増加で、1人当り最大20万円の税額控除となりますが、この適用を受けるには、事前に「雇用促進計画」をハローワークに提出しなければなりません。

本セミナーでは、税理士による雇用促進税制を中心とする「税制改正項目」、さらに社会保険労務士による「雇用促進計画」作成上の留意点について解説します。

またセミナー終了後には無料相談会を開催しますので、この機会にぜひご相談ください。

河上康洋税理士事務所

河上 康洋



日時・会場 各会場 13:30 ~ 14:50 (受付13:15 ~)

福岡 9月22日 平成23年 木 定員 15名

糸島 9月29日 平成23年 木 定員 10名

福岡商工会議所(3F会議室)
地下鉄祇園駅5番出口より徒歩約5分

前原市商工会(2F会議室)
JR筑前前原駅より北へ400m

受講料 1,000円(税込) / 1名

当事務所のお客様は無料ご招待
当日、受付用にお名刺を1枚ご持参下さい

内容・講師

【第1部】平成23年度税制改正の内容
河上 康洋 (税理士 / 河上康洋税理士事務所 所長)

【第2部】雇用促進計画の作成ポイント
福田 久徳 氏 (社会保険労務士 / 福田社労士事務所 所長)

成長をめざす
企業は必見!

中小企業では雇用2人かつ10%増で
法人税額が1人当り最大20万円減税!

事業年度が今年4~8月開始の場合
10月31日までの手続きが必要条件!

提出が必要な「雇用促進計画」を
社会保険労務士が丁寧に解説します!

セミナー終了後【無料相談会】を開催(要予約)

HP(<http://kawtax.jp> 【お知らせ】)又は
FAX(092-292-6686)にてお申込ください

お申込フォーム 3日前までにお申込ください FAX : 092-292-6686

ご希望日	福岡会場 9/22(木)	糸島会場 9/29(木)	(いずれか☑)
御社名			
ご住所	〒		
TEL	()	お名前 (参加者全員)	全()名参加
FAX	()		
E-Mail	(申込代表者1名様分)		
セミナー終了後の【無料相談会】への参加を	希望する	希望しない	(いずれか☑)

ご記入いただいた個人情報は、当事務所からの今後のセミナー等のご案内にのみ使用し、第三者への提供は致しません。なおホームページからのお申込みにより入手した個人情報についても同様です。
プライバシーポリシーはこちら。
<http://kawtax.jp/inquiry/privacy>

お申込・お問合せは...



KAWAKAMI
TAX
ACCOUNTANT
OFFICE
河上康洋税理士事務所

会計力で経営力UP! <http://kawtax.jp>

河上康洋税理士事務所

〒812-0027 福岡市博多区下川端町2-1博多座・西銀ビル
(TEL) 0120-858-969 携帯電話から 092-292-6685